

平成25年第3回坂町議会定例会

会 議 録

1. 第1日目招集年月日 平成25年6月6日

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 第1日目開会年月日 平成25年6月6日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（12名）

|              |                   |
|--------------|-------------------|
| 1番 中 川 ゆかり 君 | 2番 主 枝 幸子 君       |
| 3番 奥 村 富士雄 君 | 4番 柚 木 喬 君        |
| 5番 瀧 野 純 敏 君 | 6番 中 下 伸 君        |
| 7番 出 下 孝 君   | 8番 姫 宮 五 鈴 君      |
| 9番 折 出 直 幸 君 | 10番 大 田 直 樹 君     |
| 11番 中 雅 洋 君  | 12番 川 本 英 輔 君（議長） |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|              |           |
|--------------|-----------|
| 町 長          | 吉 田 隆 行 君 |
| 副 町 長        | 齋 藤 哲 也 君 |
| 教 育 長        | 枝 廣 泰 知 君 |
| 総 務 部 長      | 新 木 之 博 君 |
| 民 生 部 長      | 奥 至 雅 君   |
| 会 計 管 理 者    | 山 根 道 春 君 |
| 建 設 部 長      | 三 宅 信 治 君 |
| 教 育 次 長      | 車 地 勝 司 君 |
| 民生副部長兼保険健康課長 | 佐々木 真 哉 君 |
| 総 務 課 長      | 中 村 政 愛 君 |
| 企画財政課長       | 車 地 孝 幸 君 |

|        |          |
|--------|----------|
| 民生課長   | 高橋 篤江 君  |
| 税務住民課長 | 中村 輝彦 君  |
| 環境防災課長 | 縫部 逸都 君  |
| 産業建設課長 | 西谷 伸弘 君  |
| 都市計画課長 | 三好 修平 君  |
| 出納室長   | 吉原 修 君   |
| 学校教育課長 | 河本 和彦 君  |
| 生涯学習課長 | 坂井 眞智子 君 |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 大 畠 英 司 君 |
| 主 任 | 車 地 広 敏 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

「諸般の報告」

「議 会」

- (1) 議長報告
- (2) 総務厚生委員会報告
- (3) 産業文教委員会報告
- (4) 議会基本条例推進特別委員会報告
- (5) 監査委員報告

議 事

|      |       |                                   |
|------|-------|-----------------------------------|
| 日程第1 |       | 「会議録署名議員の指名」                      |
| 日程第2 |       | 「会期の決定」                           |
| 日程第3 | 報告第2号 | 「平成24年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」      |
| 日程第4 | 報告第3号 | 「平成24年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」 |

|       |        |                                          |
|-------|--------|------------------------------------------|
|       |        | て」                                       |
| 日程第5  | 報告第4号  | 「平成24年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成25年度事業計画の報告について」 |
| 日程第6  | 議案第21号 | 「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」                |
| 日程第7  | 議案第22号 | 「坂町税条例の一部改正について」                         |
| 日程第8  | 議案第23号 | 「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」                   |
| 日程第9  | 議案第24号 | 「坂町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について」         |
| 日程第10 | 議案第25号 | 「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」               |
| 日程第11 | 議案第26号 | 「坂町介護保険条例等の一部改正について」                     |
| 日程第12 | 議案第27号 | 「坂町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」      |
| 日程第13 | 議案第28号 | 「坂町町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」                |
| 日程第14 | 議案第29号 | 「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」            |
| 日程第15 | 議案第30号 | 「浜宮ポンプ場長寿命化工事（電気設備）請負契約の締結について」          |
| 日程第16 | 議案第31号 | 「平成25年度坂町一般会計補正予算（第2号）」                  |
| 日程第17 | 議案第32号 | 「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第1号）」             |
| 日程第18 |        | 「一般質問」                                   |
| 日程第19 | 発議第2号  | 「坂町議会政務活動費の交付の額の特                        |

例に関する条例の一部改正について」

日程第20 発議第3号

「公的年金2.5%の引下げに反対する意見書について」

日程第21 発議第4号

「総合計画調査特別委員会設置に関する決議」

追 加 日 程

日程第1 議案第33号

「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」

~~~~~〇~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前10時00分)

○議会事務局長(大島英司君) 一同、御礼。

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(大島英司君) 着席ください。

○議長(川本英輔議員) これから暑い日が毎日続くことと思いますが、これから夏場に向けて体調管理には十二分気をつけていただきたいと思います。

また、議員任期の2年が経過しまして、正副議長及び常任委員会、特別委員会、広報委員会等、新たな人事でのスタートになりましたが、今後とも議員各位におかれましては、責任と役割を自覚し、町民の負託に答えていかなければなりません。

本日から平成25年第3回定例会を開会いたしますが、慎重審議を重ねながら議事進行が図れますよう、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

それでは会議成立のための定足数に達しておりますので、これより平成25年第3回坂町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

お諮りいたします。

本日の議事事件説明のため、この際、説明員の出席を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、直ちに出席を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時02分)

(再開 午前10時04分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 町長から特に発言を求められておりますので、発言を許します。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 皆さん、おはようございます。平成25年第3回坂町議会定例会が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様方におかれましては、御多忙の中を御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

このたびの定例会では、16件の案件について御審議をお願いをいたすものでございます。案件の内容につきましては、後ほど説明をさせていただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議をくださいまして、御承認を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(川本英輔議員) 議事に先立ち、諸般の報告を行います。

初めに、議会側の報告を行います。

報告1 議長報告を行います。

それでは、広島県町議会議員研修会開催について報告いたします。

去る5月22日、広島市KKRホテル広島において開催され、11名の議員が出席いたしました。

講演会では全国町村議会議長会事務総長、江端康二氏の地方行財政をめぐる動向についてと題し、平成25年度地方財政計画、平成25年度地方税制改正、道州制、地方制度調査会、義務づけ・枠づけの見直し、教育委員会制度改革、社会保障制度改革の7項目について、今後の課題と取り組みについて講演を受けました。

午後からは、新しい時代の脅威と我が国の対応について、日本を取り巻く諸外国のさまざまな動向と対応について、帝京大学法学部教授、志方俊之氏の講演がありました。

次に、第38回全国町村議会議長・副議長研修会について報告いたします。

去る5月28日から29日において、東京メルパルクホールにて開催され、私が出席いたしました。

28日の基調講演では、東京大学公共政策大学院教授の金井利之氏の町村議会に期待すると題して、これからの地方議会の役割は重要であり、議論を高め情報の共有とともに地方議会の底力を発揮していただきたいとのことでした。

シンポジウムではジャーナリスト松本克夫氏と、パネリストとして全国町村議会から議会改革推進特別表彰を受けられた、北海道鹿追町、岩手県西和賀町、茨城県大洗町、兵庫県播磨町の4町議会から議長4名が出席され、それぞれ議会改革の取り組みについて報告があり、今後の取り組み、課題について議論が交わされました。

2日目29日は、歴史作家の加来耕三氏による歴史に見るリーダーの条件と題して、政治家としてのリーダーの役割、人材育成などの講演でした。

続いて、TBSテレビ報道局解説・専門記者室長、杉尾秀哉氏の政治・経済の展望、報道から見たこれからの日本の姿についての講演でした。

ともにこれからの政治・経済情勢を踏まえた日本の将来像についての講演でありました。

以上で報告を終わりますが、参考資料は事務局にて保管しております。以上で議長報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告2 総務厚生委員会報告を行います。

7番出下委員長。

○7番（出下 孝議員） それでは、総務厚生委員会の報告を行います。

第1回総務厚生委員会を5月31日に開催いたしました。総務厚生委員会が所管する8課の所管事務調査を実施いたしました。各課から提出されました事務分掌表及び主要事業等の説明を受け、質疑応答を行い、現況の理解を深めることができました。業務多忙の中、関係各課の御協力に厚く御礼を申し上げます。

また、所管事務調査終了の後、直ちに総務厚生委員会平成25年度の活動項目について協議し、活動計画書を作成し、活動のキックオフを申し合わせました。

以上で、総務厚生委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告3 産業文教委員会報告を行います。

5番瀧野委員長。

○5番（瀧野純敏議員） 産業文教委員会から報告をいたします。

去る5月24日金曜日、午前9時より産業文教委員会を開会いたしました。該当課は、1産業建設課（県道推進室を含む）、2都市計画課、3生涯学習課、4（仮称）町民交流センター準備室、5学校教育課の5課であります。各課の事務分掌表をもとに、平成25年度主要事業の説明を各課の所管課長、係長ほかの職員に求め、質疑を行いました。

係長クラスとの質疑答弁に初めは戸惑いもありましたが、担当課長の協力によりわかりやすい答弁をいただき、所管事務調査の会議を終了をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 報告4 議会基本条例推進特別委員会報告を行います。

7番出下委員長。

○7番（出下 孝議員） それでは、議会基本条例推進特別委員会の報告を行います。

平成25年度第1回議会基本条例推進特別委員会を5月17日に開催いたしました。なお、第2回議会報告会は4月23日に坂地区は町民センターで、4月24日、横浜地区は横浜三部の集会所で、また4月25日、小屋浦地区は小屋浦ふれあいセンターで開催しましたが、報告会で町民の方から寄せられた声を審議し、議会が取り組む項目5項目を選出いたしました。6月4日の第2回委員会で5項目に対する対応策、担当等を協議、決定し、行動することといたしました。

また、6月21日第3回委員会では、平成25年度の活動方針及び活動計画等について協議し決定することも申し合わせ、閉会をいたしました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 次に、報告5 監査委員報告を行います。

11番中監査委員。

○11番（中 雅洋議員） 坂町監査委員報告をさせていただきます。

監査は坂町代表監査委員である西本昭孝氏並びに私、中 雅洋の2人で実施いたしました。

地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査を平成25年3月

分を3月21日に、平成25年4月分を4月19日に、平成25年5月分を5月21日にそれぞれ実施いたしました。

検査の結果につきましては、お手元に配付しております資料のとおり、現金の出納は適正であると認めます。

以上で、坂町監査委員の報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより議事に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員には、会議規則第116条の規定により議長において5番瀧野純敏議員、6番中下 伸議員、7番出下 孝議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題にします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月12日までの7日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

したがって、会期は本日から6月12日までの7日間に決定しました。

日程第3 報告第2号「平成24年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第2号「平成24年度坂町一般会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、平成24年度坂町一般会計補正予算（第5号）で議決をいただきましたウオーキングトレイル等事業につきまして2千万円、都市再生整備計画事業につきまして4,164万円、舗装修繕事業につきまして7,702万2千円、県道坂小屋浦線道路整備県営事業につきまして105万3千円、海岸保全施設県営事業につきまして107万5千円、急傾斜地崩壊対策県営事業につきまして189万9千円、（仮称）町民交流センター整備事業につきまして2億2,860万円をそ



れぞれ翌年度に繰越明許いたしたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第4 報告第3号「平成24年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」を議題にします。

本件について、提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第3号「平成24年度坂町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」御説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、平成24年度坂町下水道事業特別会計補正予算（第3号）で議決をいただきました横浜ポンプ場増設ポンプ設備実施設計業務につきまして2,590万円、浜宮ポンプ場長寿命化工事につきまして3,778万円、坂西2丁目地内下水道築造その2建設工事につきまして243万7千円をそれぞれ翌年度に繰越明許いたしましたことにつきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結し、報告を終わります。

日程第5 報告第4号「平成24年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成25年度事業計画の報告について」を議題にします。

本件について、提出者より報告を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 報告第4号「平成24年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成25年度事業計画の報告について」御説明を申し上げます。

この報告は、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、平成24年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成25年度事業計画の提出を受けましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告をいたすものでございます。

内容等につきましては、三好都市計画課長兼坂町土地開発公社事務局長に説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします、

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） それでは、平成24年度坂町土地開発公社の経営状況及び平成25年度事業計画の報告につきまして、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。

資料の1ページ目をお開きください。1ページ目は平成24年度の事業報告書でございます。

1の総括事項といたしましては、（1）用地取得事業につきましては、坂西1丁目、2丁目地内におきまして県道関係用地として368.08平方メートル、7筆を2,996万9,664円で取得しております。

（2）用地売却事業はありません。

2の経営収支の概要でございますが、収益的収入は3万2,837円で、収益的支出は3,027万1,124円でございます。したがって、当期はマイナス3,023万8,287円の収益となります。この金額の詳細につきましては、損益計算書によりまして後ほど御説明させていただきます。

3の庶務事項の内容でございますが、ここに掲載しておりますとおり、理事会等の開催状況は監査1回、理事会2回でございます。

2ページをお願いいたします。2ページは平成24年度損益計算書でございます。

1の事業収益及び2の事業減価につきましては、事業がないためゼロとなっております。したがって、事業総利益はゼロでございます。

3の販売費及び一般管理費につきましては30万1,460円となっております。内訳といたしましては、報酬で3回の理事会等の開催費用とし9万8,800円、手当等は公社職員の時間外勤務手当として1万9,485円、需用費は消耗品等の費用として10万9,125円、役務費は5万3,050円でございます。公租公課は法人扱いの公社の県民税として2万1千円となっております。したがって、事業利益

は事業収益、事業原価がありませんため、販売費及び一般管理費のマイナス30万1,460円となります。

次に、4の事業外収益といたしまして、預金の受取利息が3万2,837円となっております。

次に、5の事業外費用でございますが、24年度の借入金はございませんので、支払利息はゼロでございます。したがって、先ほどの事業利益マイナス30万1,460円にこの事業外収益3万2,837円と差し引きいたしまして、マイナス26万8,623円が当期の経常利益となるものでございます。この経常利益はそのまま当期純利益となります。

次に、3ページをお願いいたします。3ページは平成24年度貸借対照表でございます。

これについて御説明させていただく前に、5ページに財産目録について御説明させていただいたほうが、この表につきまして御理解しやすいと思いますので、先に財産目録について御説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。5ページの財産目録について御説明させていただきます。

普通預金は2金融機関で合計325万1,649円となっております。広島信用金庫坂出張所の110万3,100円は森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税として公社が保有しているお金でございます。

定期預金につきましては、資本金500万円を含めまして、3口で合計2,500万円となっております。

次に、公有用地として現在土地開発公社が保有する土地でございますが、刈津土井公園建設用地148.88平方メートル、宮崎地内用地200.79平方メートル、平成23年度及び平成24年度に取得しました県道代替地515.28平方メートルで、土地の合計資産は7,023万5,602円となっております。

次に、完成土地等でございますが、これは森山北漁業基地の未契約分の土地でございます。内訳はカキ処理場用地992.65平方メートルで1億1,112万1,397円、漁撈倉庫用地99.37平方メートルで1,111万2,139円、合計で1億2,223万3,536円となっております。

次に、借入金はゼロでございます。

3 ページに戻っていただきまして、平成24年度貸借対照表につきまして御説明いたします。

まず、資産の部で1の流動資産といたしまして、普通預金は325万1,649円、定期預金は2千万円となっております。公有用地の7,023万5,602円でございますが、これは先ほど財産目録で説明させていただきました当公社保有の土地でございます。

次に、完成土地等の1億2,223万3,536円は、森山北漁業基地の未契約分の土地で、先ほど財産目録で説明させていただきましたとおりでございます。したがって、流動資産の合計は2億1,572万787円でございます。

次に、固定資産は長期性預金の500万円がございますが、これは先ほど説明させていただきました当公社の資本金となるものであります。したがって、資産合計は流動資産の2億1,572万787円と固定資産の500万円の合計で2億2,072万787円となります。

次に、負債の部で1の流動負債といたしまして、(1)の未払金の110万3,100円は、先ほど説明させていただきました森山北漁業基地未契約分の契約印紙代及び登録免許税でございます。

次に、(2)前受金の1億2,223万3,536円は、森山北漁業基地の未契約分の前受金でございます。したがって、流動負債の合計額は未払金と前受金を合計した1億2,333万6,636円となります。

次に、2の固定負債といたしまして、借入金はありませんのでゼロでございます。したがって、負債合計は1億2,333万6,636円となります。

次に、資本の部でございます。1の資本金で(1)の基本財産は500万円でございます。これは当公社の資本金となりますもので、先ほど説明させていただきました資産の部の固定資産に相当するものでございます。

2の準備金で(1)の前期繰越準備金の9,265万2,774円と(2)の当期純利益のマイナス26万8,623円を加えて、準備金合計は9,238万4,151円となります。資本金合計は資本金500万円と準備金の9,238万4,151円を合計しまして9,738万4,151円となります。したがって、負債資本合計は負債合計の1億2,333万6,636円と資本合計の9,738万4,151円の合計で2億2,072万787円となり、資本合計を一致いたしております。

次に、4ページをお開きください。4ページの平成24年度未処分利益計算書を説明いたします。

1の当期末処分利益剰余金は、(1)の前期繰越準備金9,265万2,774円と(2)の当期純利益マイナス26万8,627円を合計いたしまして9,238万4,151円となります。この金額は平成25年度で運用を図っていくための準備金とするものであります。

次に、6ページをお開きください。

平成24年度から様式として追加されましたキャッシュ・フロー計算書でございます。これは現金の増減を活動別に示したもので、主要な取引ごとの流れを把握しやすくした財務諸表の一つでございます。

下から3段目にありますマイナス3,023万8,287円につきましては、平成25年度に県道代替用地の取得が主なもので、これが当期の増加額となり、最終段で期末残高で2,325万1,649円となります。

次に、7ページをお開きください。

平成24年度決算につきましては、平成25年5月13日に河本、山本両監事さんに監査を実施していただきました。決算監査意見書の内容は記載のとおりとなっております。

次に、8ページをお開きください。平成25年度坂町土地開発公社事業計画につきまして御説明させていただきます。

(1)の用地取得事業は、坂地区まちづくり推進事業として3,650万円を計上しております。平成24年度は用地取得事業として4,300万円を計上しておりますが、県道の用地買収に合わせて7筆約368平方メートルを買収し、約3千万円を支出いたしております。

平成25年度も引き続き県道用地の買収もさらに進みますので、坂西1丁目及び2丁目地内において、当公社がポケットパークなどの公共施設用地として先行取得するものでございます。

(2)の用地売却事業は、地域生活基盤事業施設計画として1,437万8千円を計上しております。平成24年度は用地売却事業はありませんでしたが、平成25年度は6筆約160平方メートルをポケットパークなどの公共施設用地として売却する予定としております。

以上で、平成24年度坂町土地開発公社の経営状況並びに平成25年度事業計画の報告を終わらせていただきます。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 私もちっと全てわからんのですが、例えば横浜地区のまちづくりのためにあの土地を購入してほしいというお願い事はどのようにすればいいのか、ちっと伺いたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えする前に、あの土地というのはどの土地のことでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 4番柚木議員。

○4番（柚木 喬議員） 今、横浜のまちづくり協議会とかなんかを立ち上げようとしてますけども、例えば皆さんの総意で、ある土地を道路拡張のために使いたいとか、そういうようなことでお願いするとすれば、どういうルートでお願いすればよろしいんでしょうかということです。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時35分）

（再開 午前10時36分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

このたび、坂西1丁目、2丁目の土地の購入につきましては、旧まち交、現在、社会資本整備総合交付金というのがありますけども、それに基づき買うものでございまして、先ほど議員さんがおっしゃられる横浜地区のまちづくり協議会というものがありまして、そこで具体的な事業計画等があれば、それはまちづくり交付金に該当するものであるのか、あるいはそうでないものかというのをよく吟味しながら進めていきたいと思いますが、現在のところでは、今の時点ではどこでどういう手続をする

とか、そういうことは申し上げにくいものでございます。今回の公社が購入しましたものは、先ほど申しましたように、県道を骨格としたまちづくりに伴う事業整備に伴う土地開発公社が購入したものでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時37分）

（再開 午前10時38分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 坂地区につきましては、まちづくり交付金の事業のエリアに位置づけられておりました、その事業につきまして交付金が交付されるものでございまして、そのエリアに指定しないと、そういった事業は推進できないこととなっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三宅建設部長。

○建設部長（三宅信治君） お答えいたします。

土地開発公社が先行取得で購入した土地でございますけども、これは今、三好課長が申しましたように、まちづくり事業のエリアの中でそういう事業を行っております。その中で町のほうからこの土地を先行取得してくださいというようなことがございまして、買うのがほとんどでございます。そういう中で、町のほうとしては国庫補助の関係で、町のほうにそういう先行取得をしてくれという依頼が来ます。その中で土地開発公社が買います。まずは先行取得いたします。その後、町のほうでまちづくり交付金事業の補助金、そういうものが来たときに、補助金をもって町のほうがい戻すということで、町のほうに大きなメリットがあるということで、そういう事業を行っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

3番奥村議員。

○3番（奥村富士雄議員） 去年もちょっと質問したと思うんですけども、いわゆる漁業基地の未契約部分の土地ですが、これはもうできてからかなり年限がたつんですけ

ども、今後の見通しとしてはどうなのでしょう。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

この北漁業基地は坂町漁業協同組合及び組合員全員から要望により整備いたしましたけども、実際、土地を買い戻しまして基地ができましたが、契約をする段階で、議員さん御指摘のように、いろんな事情により契約できていない方がおられるということがあります。

基本的には組合から要望があったために、組合で契約できていない方について整理をしていただきたいと考えておりますが、町も組合と協力して進めていきたいと考えております。

また、漁業組合、町と一体となって、なるべく早期に北漁業基地のほうに進出してもらいたいというふうを考えております。

○議長（川本英輔議員） 11番中議員。

○11番（中 雅洋議員） ちょっと土地開発公社の土地の取得絡みでお聞きしたいんですが、まず開発公社が取得した土地と、坂町が持っている土地と、多分別だから、後でちょっと坂町が買い戻すとかいうようなことをちょっと言われたんですが、その辺の位置づけがちょっとよくわからんです。土地開発公社が解散すれば、坂町のもんだから、例えば今、開発公社が土地を購入しても、持っておってもそのまんまでもいいのかなと思ったりするんですが、どっちみち坂町が使うもんだと。その辺の絡みは、例えば予算書とかそんなんに出てくるのか、財産の中へ入ってくるのか、寄附でもらうような形なんか、その辺の、例えば土地を取得したときの移動が具体的にどんな感じでどういうふうになるのか、ちょっと教えてほしいのですが。要は土地開発公社が取得した土地、そのまんまにしておく、また坂町が買い戻すとかいうときに、どんな形になるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 土地開発公社が所有しております土地については、先ほど御説明させていただいたとおりでございますけども、それが開発公社のものなのか坂町のものなのかという御質問と、あと買い戻しとかそういうことがあるかどうかということでございますけども、現在取得しております土地につきまして、道路事業でポケットパーク等に使用するものは、町のほうで交付金を活用して買い戻していた



だきまして、代替地等で取得しておりますものについては、町と協力しながら代替地として土地開発公社が売却するというふうな流れになっております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって質疑を終結し、報告を終わります。

日程第6 議案第21号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第21号「職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について」御説明を申し上げます。

去る平成25年1月24日、公務員の給与改定に関する取り扱いについての閣議決定において、平成25年度における地方公務員の給与については、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がなされました。

本町といたしましては、減額措置の要請内容及び諸事情を勘案した結果、国の減額要請を踏まえた措置を講ずるため、臨時特例の条例を制定するものでございます。

それでは、条例案の主な内容を御説明を申し上げます。

まず、給与減額等の措置期間は平成25年7月1日から平成26年3月31日までといたしております。

特別職の給料につきましては、一般職の給与及び管理職手当の減額を鑑み、町長の給料を3%減額をいたし、副町長及び教育長の給料を2%減額をいたしております。

一般職の給料につきましては、国家公務員の減額後の給与水準に合わせるため、1.96%減額をいたしております。

職員手当につきましては、今回の一般職の給与減額を補うため、地域手当を1.6%支給することといたし、管理職手当を10%減額をいたしております。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、本案を採決いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 本案は原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第7 議案第22号「坂町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第22号「坂町税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は地方税法の一部を改正する法律が去る3月30日に公布されたことに伴い、坂町税条例の一部を改正をいたすものでございます。

新旧対照表を用いて改正の主な内容について御説明を申し上げます。坂町税条例の新旧対照表をごらんください。

1ページの第34条の7第2項、寄附金税額控除及び3ページの附則第7条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例の改正につきましては、平成25年度から復興特例所得税が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特例所得税額も軽減されることを踏まえ、

ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行うことによる規定の整備を行うもの  
でございます。

附則第3条の2、延滞金の割合等の特例の改正につきましては、国税において延滞  
金等の割合の見直しが行われることとあわせ、同様の見直しを行うもので、特例基準  
割合の定義を改めるとともに、延滞金の割合は各年の特例基準割合が年7.3%に満  
たない場合には、その年中においては年14.6%の割合は特例基準割合に年7.3%  
の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合は当該特例基準割合に年1%の割合を  
加算をした割合とし、加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%  
の割合とすることによる規定の整備を行うものがございます。

新旧対照表の2ページをごらんください。

附則第4条、納期限の延長に係る延滞金の特例の改正につきましては、法律番号延  
滞金の利率の見直しによる規定の整備、字句及び引用条項の整備を行うものでは  
ございます。

附則第4条の2、広域法人等に係る町民税の課税の特例の改正につきましては、引  
用条項の整備を行うものがございます。

新旧対照表の3ページをごらんください。

附則第7条の3の2につきましては、法附則改正による規定の整備及び引用条項の  
整備を行うものがございます。

新旧対照表の4ページをごらんください。

附則第22条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地にかかる譲渡期限の  
延長の特例の改正につきましては、第1項では見出しの変更及び現既定の字句説明部  
分を表にするなどの規定の整備を行い、第2項では東日本大震災により家屋が消失等  
をし、居住の用に供することができなくなった者の相続人が当該家屋の敷地の土地等  
を譲渡した場合、当該相続人は当該家屋を被相続人が取得をした日から所得していた  
ものとみなして、長期譲渡所得の課税の特例等の適用を受けることができる規定を追  
加をいたすものがございます。

新旧対照表の6ページをごらんください。

附則第23条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例  
につきましては、法附則及び関係法律の改正による引用条項の整備を行うものでは  
ございます。

なお、条例の施行期日につきましては、第34条の7第2項、附則第3条の2、附則第4条、附則第4条の2、附則第7条の4、附則第17条の2及び附則第22条の2につきましては、平成26年1月1日施行、附則第7条の3の2及び附則第23条の改正につきましては、平成27年1月1日でございます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第8 議案第23号「坂町国民健康税条例の一部改正について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第23号「坂町国民健康保険税条例の一部改正について」御説明を申し上げます。

この議案は地方税法の一部を改正する法律が去る3月30日に公布されたことに伴い、坂町国民健康保険税条例の一部を改正をいたすものでございます。

新旧対照表を用いて改正の内容について御説明を申し上げます。

坂町国民健康保険税条例の新旧対照表をごらんください。

附則第16項中の東日本大震災関係の引用条項の整備を行うもので、条例の施行期日につきましては、平成26年1月1日でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第9 議案第24号「坂町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について」、日程第10 議案第25号「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、日程第11 議案第26号「坂町介護保険条例等の一部改正について」、日程第12 議案第27号「坂町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、日程第13 議案第28号「坂町町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」、日程第14 議案第29号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」の6議案を一括議案とします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

日程第9 議案第24号から、日程第14 議案第29号までを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○議長(川本英輔議員) 吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第24号「坂町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について」、議案第25号「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、議案第26号「坂町介護保険条例等の一部改正について」、議案第27号「坂町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」、議案第28号「坂町町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」、議案第29号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」は関連がございますので、一括して御説明を申し上げます。

この議案は地方税法の一部を改正する法律が去る3月30日に公布されたことに伴い、関連条例の一部を改正をいたすものでございます。

延滞金に利率の見直しによる規定の整備を行うもので、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者等の負担を軽減する観点から行われる国の見直しに合わせ、当分の間、延滞金の利率を引き下げる特例を設けるものでございます。条例の施行期日につきましては、平成26年1月1日でございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) これより、質疑、討論、採決を行います。質疑については一括で、討論、採決については、1議案ずつ行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、質疑は一括で、討論、採決は1議案ずつ行います。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これより、討論、採決に入ります。

討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第9 議案第24号「坂町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正について」討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これから、議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第10 議案第25号「坂町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第11 議案第26号「坂町介護保険条例等の一部改正について」討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結します。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第12 議案第27号「坂町都市計画公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について」討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第13 議案第28号「坂町町営住宅設置及び管理条例の一部改正について」討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第28号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。


~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第14 議案第29号「坂町特定公共賃貸住宅設置及び管理条例の一部改正について」討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これから、議案第29号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩をしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 再開は11時25分とさせていただきます。

（休憩 午前11時05分）

（再開 午前11時23分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第15 議案第30号「浜宮ポンプ場長寿命化工事（電気設備）請負契約の締結について」を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第30号「浜宮ポンプ場長寿命化工事（電気設備）請負契約の締結について」御説明を申し上げます。

本工事につきましては優秀業者10社を指名をいたし、5月28日に指名競争入札を執行いたしました結果、6,930万円で株式会社中電工広島統括支社に落札をいたしましたので、この契約の締結について議会の議決を求めるものでございます。

なお、この工事の工期は平成26年1月31日までといたしております。

工事の概要につきましては、都市計画課長から説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 浜宮ポンプ場長寿命化工事（電気設備）の概要について、お手元の資料により御説明いたします。

本工事は平成22年度に策定いたしました坂町下水道長寿命化計画に基づきまして、更新設備と位置づけた電気設備の更新を行うものでございます。

更新設備の主なものは、運転操作盤、雨水ポンプ制御用直流電源盤、現場操作盤、場内電灯設備等でございます。

工事施工に当たりましては、請負業者に対し作業中の安全対策等十分指導を行い、工事災害の防止に万全を期して事業の実施に当たる所存でございます。

以上で、浜宮ポンプ場長寿命化工事（電気設備）の概要説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありますか。

5番瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） ちょっとこれだけ聞いておきたいんですけど、これは現在、何かで電気工事だけだから、電気工事ということはこの機械はとまることはないよね。この辺をちょっと聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

ポンプ設備は使用しながら、更新を順次行っていく予定でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時27分）

（再開 午前11時27分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） この電気設備工事のほかに機械設備、これはゲート、

バイパスゲートと放流ゲートの工事、あるいは内部の手すり等の工事、それと外壁の塗装工事、これは議会案件ではありませんけども、こういった工事を発注する予定としております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 10番大田議員。

○10番（大田直樹議員） 確認の意味でお聞きしたいと思います。

長寿命化ということで、こちらが今、築何年で、これをするによって何年延びますというふうなことを御確認したいと思います。よろしく。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） お答えいたします。

まず、浜宮ポンプ場の築何年かという御質問でございますけども、築27年がたっております。それで今回の長寿命化工事をするによりまして、約20年間耐用年数が延びる試算としております。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第30号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第16 議案第31号「平成25年度坂町一般会計補正

予算（第2号）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 議案第31号「平成25年度坂町一般会計補正予算（第2号）」について御説明を申し上げます。

今回の補正は、急を要する案件につきまして補正計上を行ったもので、既定の予算総額に1,277万8千円を追加をし、歳入歳出予算の総額を57億4,834万7千円といたすものでございます。

5ページの債務負担行為補正につきましては、企業支援型地域雇用創造事業を追加をいたしました。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

まず、11ページからの歳入で、県支出金、労働費県補助金では、緊急雇用対策事業200万円及び企業支援型地域雇用創造事業250万円を計上し、教育費委託金では、学校道徳教育実践研究事業及び体験活動推進事業を計上をいたしました。

財産収入、不動産売却収入では、土地売却収入579万円を計上いたし、寄附金、教育費寄附金では、図書館図書等購入指定寄附金を計上いたしました。

12ページの諸収入、雑入では、保健センターひろばフェンス等撤去補償金98万8千円を計上いたしました。

次に歳出で、14ページの総務費、財産管理費では大規模事業基金積立金1,021万2千を減額をいたし、企画費では企業支援型地域雇用創造事業250万円を、防犯対策費では町内3カ所に防犯カメラを設置する費用として162万4千円を追加計上をいたしました。

15ページの民生費、老人福祉費では高齢者在宅生活サポート業務を計上いたし、児童福祉総務費では西児童遊園地トイレ設置工事140万円を計上をいたしました。

17ページの消防費、防災対策費では防災行政無線支局増設工事840万円を計上いたしました。

18ページの教育費、小学校費では県事業を受託したことにより学校道徳教育実践研究事業及び体験活動推進事業を計上いたし、中学校費ではスクールカウンセラーにつきまして県の派遣事業に採択をされましたので減額をいたしました。

19ページの体育施設費では、昨年度、寄附をしていただいたレリーフの修復に係

る経費をそれぞれ計上いたしました。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9 番折出議員。

○9 番（折出直幸議員） 14 ページをお願いします。

防犯カメラの設置工事の件なんですけど、事件があったという形の意味合いでからつけられるんですけど、今まで私も一般質問を大分以前にしたことがあるんですけど、坂町に企業とかいろいろなところであるという形の先回の中川議員の質問が最近ではありまして、この部分で坂町が設置したのはこれが初めてじゃないかと思うんですけど、そこらのちょっと確認、言いかえれば、いや、それ以外につけてますというのがありましたら、ちょっと教えてください。

○議長（川本英輔議員） 縫部環境防災課長。

○環境防災課長（縫部逸都君） お答えいたします。

このたび防犯カメラとして3台をつけさせていただくわけですが、今まで駐輪場施設とか図書館、ふれあいセンターの図書室等に、施設を壊されたりとか蔵書の盗難とか、そういったのを防ぐ目的で設置はしております。また、町営住宅のエレベーター等にもついております。以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 11 番中議員。

○11 番（中 雅洋議員） 今の14ページのほうでもいいんですが、随所に地域手当が出ておるんですが、先ほど条例で地域手当を復活じゃなくて上げて、給与を減額してちゃらにすると。ただ、このときによくわからんのは、給与のほうの減額は出てこんのに、地域手当だけ出てくる。金額的にはどんなレベルかよくわかりませんが、その辺の絡み、予算書で、給与の減額は次に出てくるとか、その辺をちょっとお聞きしたいんですが、これだけ見たらちょっとよくわからんので。

○議長（川本英輔議員） 中村総務課長。

○総務課長（中村政愛君） お答えをいたします。

このたびの地域手当での補正は、一般会計で470万円ほど増額をさせていただいております。その他、給与減額につきましては、今年度の人事院勧告または職員の人事異動に伴う整理を含めまして、12月に全般的な部分でさせていただこうとされる予定にしております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） ほかにありませんか。

5 番瀧野議員。

○5 番（瀧野純敏議員） 14 ページの例の起業支援型地域雇用創造事業の中で、これを今からするのであれば、これはお願いみたいなものですが、要するに今までどおるような何もかにも官僚主義で、少しは広島市並みのスムーズにできるように、処理を集めやとかいうようなことをせずに、もう少し事業内容を緩やかにしてやってもらえればと思うんですが、その辺はどうですか。

新木総務部長。

○総務部長（新木之博君） お答えいたします。

この事業につきましては、国の補助金を導入いたしまして、全額国庫補助事業といたしまして実施をするものですから、国全体での決め事でございます、基本的にはこのルールに従って事業を実施をするという形になります。

ただ、申請につきましては、より申請が簡便にできるように、そのような形のホームページ等での手続を行っていただくようには考えております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

4 番柚木議員。

○4 番（柚木 喬議員） 18 ページをお願いします。

小学校費、この中で補助金として120万円上がっているわけですが、この学校道徳教育実践研究事業31万円と、体験活動推進事業、これが89万円計上されているんですが、ちょっとこの中身の確認なんですけど、例えば今のちょっと情報では、上のほうの研究事業31万円は、これはたしか指定校になるとかならんとかいうことで、こういうことがされているみたいなことを聞いたんですが、その辺はちょっとどんなことでしょうか。体験活動推進事業については、ちょっとどういうことを今やられるんかということの説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 河本学校教育課長。

○学校教育課長（河本和彦） お答えいたします。

まずこの31万円、89万円、トータル120万円の事業につきましては、11ページでございます教育費委託金で、小学校委託金として120万円県の事業を受託したということで、それぞれ受託が決定したことで、今回、歳出のほうに上げさせていただきました。

まず、1点目の道徳教育実践研究事業につきましては、指定校ということではございません。坂町内にあります4つの学校、3小学校、1つの中学校を含めて、横浜小学校をセンター校として、それぞれが道徳教育の推進、各校の代表の先生が集まって、子供に対する相手に対する挨拶や言葉遣い、時と場をわきまえた適切な言動をとることのできる礼儀と礼節に重点化した効率的な事業に取り組むために研究を行うための補助事業でございます。

2点目の体験学習、体験活動推進事業につきましては、広島県が実施しております「山・海・島」体験活動ひろしま全県プロジェクト事業ということで、特色として小学校5年生を主に対象として、3泊4日以上長期の宿泊体験活動を行うということをお願いしております。長期の体験学習を通して自立心や主体性を育てて、体験先の地域の方や学校との交流を通じて、コミュニケーション能力、人間関係を形成する力を育てるなどを目的として実施しております。今回、宿泊、長期のこの分で受託を受けたのは、坂小学校と横浜小学校でございます。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 若干補足をいたします。

まず、前段の学校道徳教育実践研究事業ということでございますけども、これは道徳教育の実践研究に当たり、中学校区単位で小・中学校推進地域というものの指定を受けて、事業の受託に関する内容を実践研究していくというものでございます。

それから後段の「山・海・島」体験活動のほうでございますけども、これ、体験活動推進事業というのは、先ほど河本課長が申しましたように、「山・海・島」体験活動と、これを広島県全域で展開していくということで、3泊4日の宿泊体験をしていくというものでございます。2泊3日以上部分、つまり延泊部分について活動経費、宿泊費等も含めて、これの事業としてお金の支出がいただけるということでございます。

実際は坂小学校と小屋浦小学校、こちらのほうが今回該当していくと。先ほどの横浜というのは訂正させていただきます。

○議長（川本英輔議員） 9番折出議員。

○9番（折出直幸議員） 15ページをお願いします。

一番下の西児童遊園地トイレ設置工事、これ、ちょっと場所を教えてくださいのと、それと坂町の公園に結構トイレがついているような気がするんですけど、未設置がど

れぐらいあるのか、そこらもちょっと教えてください。お願いします。

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 今回設置いたしますトイレに関しましては、横浜一部地区住民福祉協議会から、平成25年2月に要望が出されたことに伴い設置するものでございます。

未設置につきましては、ちょっと休憩を。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時44分）

（再開 午前11時45分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 高橋民生課長。

○民生課長（高橋蔦江君） 済みません。先ほどの質問の続きなんですけれども、設置につきましては住民協からの要望に基づいて設置するんですが、その際にトイレの管理につきましても一緒にしていただけるというお約束のもとに設置するという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 三好都市計画課長。

○都市計画課長（三好修平君） 先ほどの2点目の、町内の公園に何か所設置しているかについてでございますけども、現在、ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また御報告させていただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） ほかに質疑はありませんか。

5番瀧野議員。

○5番（瀧野純敏議員） 19ページのレリーフの修復業務の件なんですけど、これ、せっかく坂町民が作成して、坂町へ里帰りしたものですから、やはりこれ修復にこれだけの費用を使うんだから、できたときには町民に広く知らしめる、町のたよりがありますね、あれなんかで宣伝する用意があるのか、その辺をお聞かせ願えませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時46分）



(再開 午前11時47分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 新木総務部長。

○総務部長(新木之博君) お答えいたします。

施設が完成した暁でありますとか、そういうようなことも機会を捉えまして、町の広報誌のほうで掲載をさせていただいて、皆さんのほうに披露させていただければと考えております。

○議長(川本英輔議員) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第31号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(川本英輔議員) 挙手全員です。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第17 議案第32号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第32号「平成25年度坂町下水道事業特別会計補正予算(第1号)」について御説明を申し上げます。

今回の補正は歳入では一般会計繰入金、歳出では総務管理費の追加計上を行うもので、既定の予算総額に49万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億354万6千円といたすものでございます。

まず、歳入につきまして、9ページの繰入金、一般会計繰入金49万6千円の増額は、このたびの歳入歳出予算の補正により計上をいたしました。

次に、歳出につきまして、10ページ、一般管理費、需用費の修繕料40万円は、坂町内マンホールポンプ場の経年による消耗品の修繕に伴う増額で、試算の上、計上をいたしました。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 先ほど、私が特別会計補正予算（第2号）と申しましたが、第1号に変更させていただきます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 質疑なし、と認めます。

これをもって、質疑を終結します。

続いて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 討論なし、と認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、議案第32号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りいたします。

ただいま、町長から議案第33号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしました。

いと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 御異議なし、と認めます。

よって、議案第33号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を日程に追加いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午前11時52分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 追加日程第1 議案第33号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第33号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任について」御説明を申し上げます。

坂町固定資産評価審査委員会委員の三登倶法氏が、平成25年9月6日をもって任期満了となります。三登倶法氏におかれましては、平成22年9月7日の委員就任以来、これまで適切に職務を遂行していただいておりますので、このたび再度選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(川本英輔議員) お諮りいたします。

本案については質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

これに決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、質疑、討論は省略することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） これより、採決いたします。

本案は原案のとおり同意するに、賛成の議員の挙手を求めます。

（挙 手 全 員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員であります。

よって、追加日程第1 議案第33号は原案のとおり同意されました。

お諮りします。

議事の都合により、本日の会議はこれまでとし、延会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本日はこれをもって延会としたいと思います。

再開は、あす6月7日10時とします。

御苦労さまでした。

（延会 午前11時54分）